

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第2-122号

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（規則第2-43号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 採用試験の <u>合格者（最終合格者を除く。）</u> を決定すること。 (26)～(28) (略) (29) 次に掲げる条例又は規則の規定により、手当の支給に関する基準を定め、又は承認等を行うこと。 ア～サ (略) <u>シ 寒冷地手当に関する規則（規則第6-1485号）</u> <u>ス</u> (略) <u>セ</u> (略) (30)～(34) (略)	(委任事項) 第2条 次に掲げる事務は、事務局長に委任する。 (1)～(24) (略) (25) 採用試験の <u>第1次試験合格者</u> を決定すること。 (26)～(28) (略) (29) 次に掲げる条例又は規則の規定により、手当の支給に関する基準を定め、又は承認等を行うこと。 ア～サ (略) <u>シ</u> (略) <u>ス</u> (略) (30)～(34) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。